

東村山市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和元年 8 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市消防団に関する条例の一部を改正する条例

東村山市消防団に関する条例（昭和 31 年東村山市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布等に伴い、消防団員の欠格事項における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るため、本案を提出するものである。

東村山市消防団に関する条例の一部を改正する条例

東村山市消防団に関する条例（昭和31年東村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第5条及び第11条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市消防団に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わってから2年を経過しない者
- (2) 第11条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

(失職)

第5条 消防団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

(1)～(4) (略)

(懲戒)

第11条 消防団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者はこれを懲戒することができる。

(1)～(3) (略)

旧 条 例

(欠格事項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) (同左)
- (3) (同左)

(失職)

第5条 消防団員が、次の各号の一に該当するときは、その身分を失う。

(1)～(4) (略)

(懲戒)

第11条 消防団員が、次の各号の一に該当するときは、任命権者はこれを懲戒することができる。

(1)～(3) (略)